4　対策本部及び関係機関の態勢確立の支援

⑴　防衛大臣は、対策本部長又は指定行政機関の長からの要請があるときは、当該指定行政機関の担当者等による調査団、対策本部が派遣する政府調査団又は現地対策本部員に指名された者等の航空機等による輸送について支援するよう努める。

⑵　⑴の他、防衛大臣は、関係機関からの要請を受けたときは、国民保護法第147条又は第151条の規定等により、所要の指導・助言（専門的識能を有する隊員の派遣を含む。）や資器材の提供等を行い、その国民保護措置の実施態勢の確立を支援するよう努める。

第３章　防衛省・自衛隊が実施する国民保護措置に関する事項

第１節　自衛隊による国民保護措置の実施手続等

1　都道府県知事からの国民保護法第15条第１項の規定による国民保護措置の実施のための部隊等の派遣の要請は、国民保護法施行令第３条の規定に基づき必要な事項を記載した文書等をもって、総監等が受理することができる。

ただし、総監等があらかじめ指定する場合又は通信手段の途絶等のため都道府県知事が当該総監等に連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は総監等が特に必要として指定する部隊等の長は、当該都道府県知事からの依頼により、当該総監等に対し、当該都道府県知事が派遣を要請していることその他所要の事項を伝達することができる（上記の部隊等の長を指定する場合は、当該総監等はその旨を関係都道府県知事にあらかじめ通知する。）。

2　市町村長からの国民保護法第20条第２項の規定による都道府県知事に対する部隊等の派遣の要請の求めができない旨等の連絡は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等が受理することができる。

ただし、通信手段の途絶等のため市町村長がこれらの者に連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長は、当該市町村長からの依頼により、上記の方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官等に対し、当該市町村長が派遣の要請の求めに係る連絡をしていることその他所要の事項を伝達することができる。

3　１の派遣要請又は２の連絡を受理した者は、当該派遣要請又は連絡につき速やかに順序を経て防衛大臣に進達するとともに、要すれば関係ある部隊等の長に対し１の派遣要請又は２の連絡があった旨の通報その他所要の措置をとる。防衛大臣は、２の連絡につき進達された場合は、速やかにその内容を対策本部長に報告する。

4　防衛大臣は、上記の要請を受け、事態やむを得ないと認める場合又は対策本部長から国民保護法第15条第２項の規定による求めがあった場合は、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊法第77条の４の規定により所要の部隊等に国民保護等派遣を命ずる。

5　防衛大臣は、自衛隊法第76条第１項の規定による防衛出動又は第78条第１項若しくは第81条第２項の規定による治安出動が命ぜられている場合において、自衛隊法第86条の規定による都道府県知事からの支援の依頼を受け、必要と判断する場合や、事態対処法第14条第１項の規定による、対処基本方針に基づく、対策本部長の総合調整の結果行うこととされる場合には、当該出動を命ぜられた部隊等の全部又は一部をもって、国民保護措置を実施させる。

6　防衛大臣は、国民保護法第88条第２項（救援）、第97条第５項（武力攻撃災害への対処）、第102条第８項（生活関連等施設の安全確保）、第105条第９項（武力攻撃原子力災害への対処）又は第107条第１項（放射性物質等による汚染の拡大の防止）に規定される措置について、対処基本方針に基づき、内閣総理大臣の指揮を受ける場合は、４の対策本部長からの求めによる国民保護等派遣を命じた部隊等若しくは５の防衛出動又は治安出動を命ぜられた部隊等（当該部隊等がない場合は当該出動を命ぜられた上で）に対し、所要の国民保護措置を実施させる。

7　国民保護措置の実施に関し、指定行政機関との連絡調整が必要な場合は、基本的には対策本部（現地対策本部が設置された場合は同本部）において実施し、地方公共団体との連絡調整が必要な場合は、第２節で定めるもののほか、都道府県・市町村対策本部の会議や当該団体に派遣された連絡官を通じて的確かつ迅速に実施する。

特に、陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上が活動する場合は、統一的な連絡先の設定・通知や連絡官の派遣等により、関係地方公共団体との連絡調整の効率化に留意する。

8　都道府県知事からの要請により国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の撤収の要請は、１の要請を受理した者又は派遣された部隊等の指揮官を経由して、これを受領する。この場合の手続は、国民保護法施行令第３条に規定する手続を準用する。

第２節　自衛隊が行う国民保護措置の内容等

1　住民の避難に関する措置

⑴　基本的考え方

①　住民避難の支援に当たっては、武力攻撃事態の態様による避難の形態の違い（一般的には、着上陸侵攻の場合は先行避難、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合は武力攻撃の排除と並行した避難、弾道ミサイルによる攻撃の場合は当初の屋内避難及び着弾後の弾頭の種類に応じた避難になると予想される。）に応じて、要避難地域に所在する部隊のほかに、他の地域に所在する部隊の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。

②　住民避難が必要となる場合において、実施部隊等の長は、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、関係機関（関係市町村、関係都道府県、都道府県警察、消防機関等）から調整を受けた場合には、自衛隊の侵害排除措置との関係も考慮に入れ、自衛隊から当該団体に派遣された連絡官等を通じて、十分に調整する。

③　離島（沖縄県を含む。）など住民避難のための運送手段に制約がある場合は、関係機関（関係都道府県、関係市町村、国土交通省、海上保安庁、都道府県警察等）と調整しつつ、保有する輸送手段の活用により、可能な限り避難住民の運送を支援する（そのため、平素から関係機関による避難住民の運送体制の整備に協力する。）。

④　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）に基づき、特定の地域における道路、港湾施設、飛行場施設等の利用に関する指針が策定される場合においては、当該地域における部隊等の侵害排除のためのニーズの他に住民避難の支援状況等も踏まえて所要の調整を行う。

⑵　警報の発令や避難の指示等に資する情報の収集・提供

①　防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等において、政府として国民に対する警報の発令や避難措置の指示を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と連携しつつ、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努める。

防衛大臣は、国民保護措置の実施に関し必要な命令を発するに際しては、これらの収集した情報のうち、事態の推移、武力攻撃排除措置の状況、他の関係機関の活動状況、国民に及ぶと予想される危険の状況その他の諸状況等を十分に勘案する。

これらの入手した情報のうち必要なものについては、情報保全に留意しつつ、統合幕僚監部参事官付を通じて直ちに対策本部に報告するよう努めるとともに、統合幕僚監部運用部運用第１課を通じて関係する部隊等に迅速に伝達するよう留意する。また、都道府県対策本部及び市町村対策本部の会議に出席する隊員や連絡官を通じて、情報保全に留意しつつ、都道府県及び市町村が行う国民保護措置の円滑な実施に資する情報の提供に努める。